

四日市市病院告示第9号

市立四日市病院憲章の一部を次のように改正する。

令和4年4月1日

四日市市病院事業管理者 金城 昌明

市立四日市病院憲章の一部改正について

市立四日市病院憲章（平成14年12月1日制定）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
1 医の倫理のもと、 <u>患者さん</u> の権利や意思を尊重し、心のこもった医療サービスを提供します。	1 医の倫理のもと、 <u>患者様</u> の権利や意思を尊重し、心のこもった医療サービスを提供します。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。